

海の安全レポート

第七管区海上保安本部
海の安全推進室
TEL093-331-6395(交通部安全対策課)

第177号 令和3年12月号



BACKNUMBER (二次元コードは右側をご利用ください。)

https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_anken_report/

発航前の点検を行わないと遵守事項違反になります!!

発航前には、航行の安全に支障をきたさないよう、燃料やエンジンオイル、バッテリー電解液の量の点検、気象海象及び海図等による水路情報の収集、船体・機関の状態等の検査を確実に実施しなければなりません。発航前検査を怠り事故を起こすと、遵守事項違反になり、業務停止処分等の行政処分の対象となる場合があります。

船長は機関故障による事故を防ぐため、法令で「発航前の検査が義務化」されています。



◇遵守事項違反点数

| 違反の内容 | 点数 | 他人を死傷させた場合 |
|---------------------------------|----|------------|
| 酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反 | 3点 | 6点 |
| 転落防止措置義務違反、発航前の検査義務違反 | 2点 | 5点 |

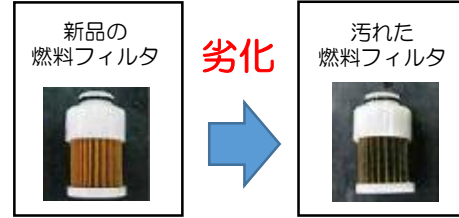
消耗品等の経年劣化に注意!! 系統ごとの交換時期について

① 燃料油系統 (右の写真は船外機用)

汚れた燃料フィルタを使い続けると、燃料に混入した異物をろ過できなくなり、正常に運転できなくなるおそれがあります。

燃料フィルタの交換時期の例

ディーゼルエンジン：約600時間／船外機：約200時間又は2年毎



② 潤滑油系統 (右の写真は船外機用)

汚れたエンジンオイルを使用し続けると、ピストンやベアリング等の稼働部の摩耗が進行し、最悪エンジンが焼付くおそれがあります。

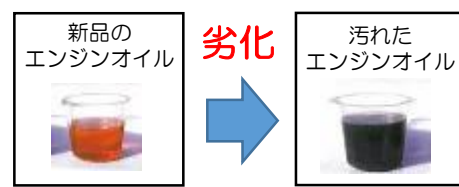
エンジンオイルフィルタを交換しなかった場合、フィルタが目詰まりを起こし、潤滑不良となり、エンジンに損傷を与えるおそれがあります。

エンジンオイルの交換時期の例

ディーゼルエンジン：約200時間／船外機：約100時間又は6ヶ月毎

オイルフィルタの交換時期の例

ディーゼルエンジン：約200時間／船外機：約200時間又は2年毎

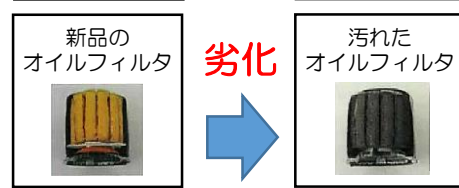


③ 冷却水系統 (右の写真は船外機用)

船外機のインペラは、長期間使用することで摩耗し劣化していきます。また、材質はゴムのため水無し運転などをすると潤滑不良となり焼損や破損のおそれがあります。

インペラの交換時期の例

船外機：約1年毎又は冷却水の出が悪い等の症状がある場合



④ 電気系統

バッテリーの交換時期：バッテリーの寿命は概ね2年から5年程といわれています。

使用頻度の低い場合は2年以内で劣化するケースもあるため、定期的にバッテリーの電圧やバッテリー電解液の液量を確認し、ケーブル端子の接続部の緩みや腐食の点検を行い、必要であれば錆止めグリースを薄く塗布する等の処理を行いましょ。

※上記の交換時期はあくまでも目安です。

自身の所有する搭載機関の取扱説明書に従って、点検及び整備に努めてください。

要チェック!!



機関故障の要因や注意事項の詳しい情報については、右の「プレジャーボートの安全運航のために」をご覧ください!

